

◎新潟県告示第776号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：DMXE、Deoxymethoxetamine）及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- {[5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタナミン（通称名：Protonitazene）及びその塩類
- (3) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年6月29日